

名 称	位 置
東京国立文化財研究所	東京都
奈良国立文化財研究所	奈良市

3 国立文化財研究所には支所を置くことができる。

4 国立文化財研究所及びその支所の内部組織は、委員会規則で定める。

奈良国立文化財研究所組織規程

(昭和二十七年三月二十五日)
文化財保護委員会規則第五号

(沿革、昭和二十九年六月二十九日)
文化財保護委員会規則第五号

(奈良国立文化財研究所の組織)

第一条 奈良国立文化財研究所の所掌事務を分掌させるため左の四室を置く。

美術工芸研究室

建造物研究室

歴史研究室

庶務室

(美術工芸研究室の所掌事務)

第二条 美術工芸研究室においては、絵画、彫刻、工芸品、書跡その他建造物以外の有形文化財並びに工芸技術に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(建造物研究室の所掌事務)

第三条 建造物研究室においては、建造物

に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(歴史研究室の所掌事務)

第四条 歴史研究室においては、考古及び史跡に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(庶務室の所掌事務)

第五条 庶務室においては、左の事務をつかさどる。

一、別に文化財保護委員会から委任を受けた範囲における職員の人事に関すること。

二、公文書類の接受及び公印の管守その他庶務に関すること。

三、経費及び収入の予算、決算その他会計に関すること。

四、行政財産及び物品の管理に関すること。

五、職員の福利厚生に関すること。

附 則

この規則は昭和二十七年四月一日から施行する。

附則(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第一号)

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

職 員

(昭和三十六年三月現在)

所 属	氏 名	官 職	担 当
所長事務取扱室	石田 茂作	(奈良国立博物館長)	彫刻
美術工芸研究室	小林 剛	文部技官 室長	工芸
建造物研究室	守田 公夫	同	彫刻
	長谷川 誠	技術補佐員	遺跡
	森 信三	文部技官 室長	庭園
	杉山 信三	同	庭園
	鈴木 嘉吉	同	庭園
	工藤 圭章	技術員	遺跡
	牛川 喜幸	技術補佐員	庭園
	浅野 清	(非常勤) 研究員(大阪市立大学教授)	庭園
歴史研究室	樫本 亀治郎	文部技官 室長	古文書
	坪井 清足	同	古文書
	田中 稔	同	古文書
	田中 琢弘	技術補佐員	古文書
	岡田 茂弘	同	古文書
	岩本 次郎	研究員(非常勤)	古文書
	住本 辰範	文部事務官 室長	(事務一般)
	紺野 栄	同 係長	(事務一般)
庶務室	鈴木 康子	同	(事務一般)
	坂口 義尚	雇	(事務一般)
	丹阪 信次	守衛	(事務一般)
	杉本 敏昭	自動車運転手	(事務一般)
	横田 辰次郎	作業員	(事務一般)
	渡辺 衆芳	研究補佐員	(事務一般)
	横田 靖子	事務補佐員(非常勤)	(事務一般)